

## ■ 4条1項11号

不服 2020-4517

### <本願商標>



第28類「おもちゃの風船，遊戯用風船，風船（パーティー用贈呈品），その他の風船」

※補正後の指定商品

### <結論>

原査定を取り消す。本願商標は、登録すべきものとする。

### <原査定理由>



引用商標：

第28類「ぬいぐるみ，その他のおもちゃ，人形」

### <理由>

※読みやすくなるように、以下、当事務所にて下線や改行等を挿入しております。

#### 1 本願商標

本願商標は、・・・、第28類に属する願書記載のとおりの商品を指定商品として、平成31年4月25日に登録出願され、その後、指定商品については、原審における令和1年9月4日付けの手続補正書により、第28類「おもちゃの風船，遊戯用風船，風船（パーティー用贈呈品），その他の風船」と補正されたものである。

#### 2 原査定の拒絶の理由の要点

（1）原査定は、本願商標の構成中「AQUA」の文字部分を分離抽出し、「本願商標は、次の（2）の登録第5393620号商標（以下『引用商標』という。）と類似の商標であって同一又は類似の商品について使用するものであるから、商標法第4条第1項第11号に該当する。」旨認定、判断し、本願を拒絶したものである。

## (2) 引用商標

引用商標は、・・・、平成21年2月10日に登録出願、第28類「ぬいぐるみ、その他のおもちゃ、人形」を指定商品として、同23年2月25日に設定登録され、現に有効に存続しているものである。

## 3 当審の判断

本願商標は、・・・、「AQUA BALLOON」の欧文文字を、同書、同大の水色の太字で、濃い水色の影と、「Q」及び「O」の文字には光沢をつけたようなデザインを施して、横書きしてなるものである。

そして、本願商標は、上記構成によれば、いずれの文字も同色の、セリフ体の太字（影付き）で表されているのみならず、丸みのある「Q」や「O」の欧文文字には光沢を施すというレタリングデザインも共通にするものであるから、視覚的にまとまりよく一体的に表されており、また、その構成文字に相応して生じる「アクアバルーン」の称呼も、格別冗長というべきものでなく、無理なく一連に称呼し得るものである。

また、本願商標を構成する「AQUA」及び「BALLOON」の文字は、それぞれ「(他の語と複合して用いる) 水。水の。」及び「風船。気球。」(いずれも「広辞苑第七版」岩波書店)の意味を有するものと容易に理解させる平易な語であるから、本願商標からは、その構成全体として、「水の風船」程の意味合いを暗示させるものである。

そして、本願商標は、いずれかの部分が取引者、需要者に対し商品の出所識別標識として強く支配的な印象を与えるものと認めるに足りる事情は見いだせないものである。

以上からすれば、本願商標は、これを構成する「BALLOON」の文字が本願の指定商品に通じるものであるとしても、その構成全体をもって一体不可分のもつと認識し把握されるとみるのが相当であつて、これに接する取引者、需要者が、その構成中「AQUA」の文字部分のみを捉えて取引に当たるとはいい難いものである。

したがって、本願商標の構成中「AQUA」の文字部分を分離抽出した上で、引用商標と類似するとして本願商標を商標法第4条第1項第11号に該当するとした原査定は、取消しを免れない。

その他、本願について拒絶の理由を発見しない。

よって、結論のとおり審決する。

## 弁理士コメント

本願商標「AQUA BALLOON」は、「BALLOON」の文字が本願の指定商品に通じるものであるとしても、その構成全体をもって一体不可分のものと認識し把握されるとみるのが相当であって、これに接する取引者、需要者が、その構成中「AQUA」の文字部分のみを捉えて取引に当たるとはいい難いものである。したがって、本願商標の構成中「AQUA」の文字部分を分離抽出した上で、引用商標と類似するとして本願商標を商標法第4条第1項第11号に該当するとした原査定は取消しを免れない、と判断されました。

本願商標の指定商品が「風船」であることを考慮しますと、本願商標「AQUA BALLOON」の構成中、「風船」を意味する「BALLOON」の文字には識別力がなく、その要部は「AQUA」であるとするのが、伝統的な商標類否判断の考え方でしょう。原審においても、審査官はこのような判断を下したと考えられます。

しかし、審決では、本願商標「AQUA BALLOON」の構成上の一体性や、一連一気に称呼し得ること、また、全体から「水の風船」程の意味合いが生じることを根拠として、これが一体不可分のものと認識・把握されるとみるのが相当であると判断しています。その結果、引用商標「AQUA」とは非類似の商標であると判断されました。

個人的に、本事件は、非常に判断が難しいように思います。たしかに、「WATER」ではなく「AQUA」であれば、これに識別力がないとまでは言えないでしょう。一方で、識別力が特別強いとも言えませんので、審決のいうように、識別力の弱い「BALLOON」と比較して、これが強く支配的な印象を与えるともまでは言えないでしょう。なお、本願商標の場合、全体としての意味合いが生じることも、一体不可分性を認定する大きな要因となります。

ただ、引用商標「AQUA」は、商標権者の会社名のようなのです。ここで、世の中の商品を見てみると、たとえば、〇〇〇という会社から発売された商品について、「〇〇〇+商品の一般名称」という表記がされることが少なくないと思います。そうすると、たとえば、AQUA社から発売された風船おもちゃについて、「AQUA BALLOON」という表記がされる可能性も十分に考えられるように思います。つまり、会社名としての「AQUA」と考えれば、これが要部となり得るのではないかという話です。

もちろん、審査においては、このような個別具体的な事情までは考慮しないのが原則ですから、本事件における審決の認定は筋が通っていると思います。ただ、本審決の判断に基づけば、引用商標権者が「会社名+商品の一般名称」の使用の安全性を確保するためには、商品ごとにすべてのパターンで商標登録をしておかなければならないということになります。

それはそれで、はたして妥当なのだろうかという疑問があります。

このような点から、本審決は、結論としては納得できるものの、なんとなくモヤモヤしたものが残ってしまいます。審決理由において、両商標の外観上の違いをもう少し追究すれば、結論がスッと入ってきたのかなと、個人的には思う次第です。

(弁理士 永露 祥生)  
<2020年9月23日>